

平成23年度事業計画書

目 次

	頁
I 日本財団助成事業	
[国際活動] -----	1
(1) 海上安全に関する国際情報収集活動	
(2) 海事の国際的動向に関する調査研究	
(3) アジア海上保安機関長官級会合の開催の支援	
(4) ASEAN 地域内における HNS 事故対応体制の強化支援	
[海上交通安全活動] -----	2
(5) 海難多発沿岸海域(準幅鞆海域)における安全対策の構築に関する調査研究	
[海洋環境保全活動] -----	3
(6) 漂着ごみの油化に関する広域社会実験事業	
[広報活動] -----	3
(7) 海難防止等情報誌の発行・配布	
II 日本海事センター補助事業	
1. 海上交通安全確保事業及び海洋環境保全事業 -----	4
(1) 船舶交通と漁業操業に関する問題の調査	
(2) 入出港等航行援助業務に関する調査	
(3) 港湾計画の調査検討	
(4) 海難多発沿岸海域(準幅鞆海域)における安全対策の構築に関する調査研究	
(5) 海事の国際的動向に関する調査研究	
(6) ASEAN 地域内における HNS 事故対応体制の強化支援	
2. 海上安全に関する国際情報収集活動(ロンドン) -----	6
3. 海難防止等調査研究団体連絡調整事業 -----	6
III 富山県補助事業	
NOWPAP 推進協力事業 -----	6
IV 受託事業 -----	6

I 日本財団助成事業

[国際活動]

(1) 海上安全に関する国際情報収集活動事業

「ロンドン事務所」

IMOの委員会、小委員会に出席し、わが国政府の出席職員を補佐するほか、その他の国際会議、セミナー等欧州海運関係国・機関の動向を把握し、海事関係情報を収集する。

また、大学等の研究機関における海事政策等についての情報の収集・調査を強化する。

「シンガポール事務所」

マラッカ・シンガポール海峡周辺等における海難情報・海賊被害情報を積極的に収集するとともに、沿岸国との協力関係の構築に努め、同地域におけるわが国の地域貢献に寄与する。特に、マ・シ海峡協力問題については、航行援助施設基金委員会及び協力フォーラム等の関連会議に出席し、基金の適切な運営について助言を行う。

また、ミクロネシア諸国の海上保安体制の構築に関する支援のための調査等を行う。

(2) 海事の国際的動向に関する調査研究

IMOのMSC（海上安全委員会）、NAV（航行安全小委員会）、COMSAR（無線通信・捜索救助小委員会）、MEPC（海洋環境保護委員会）、BLG（ばら積みの液体及びガスに関する小委員会）等に関して、わが国の海事関係者をメンバーとする委員会に対処方針について検討するとともに、わが国政府代表団の技術的アドバイザーとしてIMOの会議に出席し、関連情報の収集・分析・提供を行う。

また、個別の重要案件について諸外国における現地調査を行い、最新の情報を収集・分析し、関係者に提供する。

(3) アジア海上保安機関長官級会合の開催

アジア地域におけるテロ情勢、国境を越える犯罪等の諸問題に関して、アジア各国（17カ国、1地域）の海上保安機関の長官等が一堂に会し、意見交換や連携・協力についての検討・調整及び各国の最新の情勢等について情報交換を行うためのアジア海上保安機関長官級会合の開催に際して、その準備・運営等の支援を行うものである。

過去のアジア海上保安機関長官級会合では、各国の海上保安能力向上及び人材育成に関する協力を最優先課題として検討することが合意され、共同宣言として採択された。また、平成22年度には、各機関の連携を人材育成だけでなく、海上保安業務全般に拡大するとともに、本会合を各国海上保安機関間での共通認識と合意形成を図るプラットフォームとして位置づけることで合意されている。

平成23年度は、第7回アジア海上保安機関長官級会合のベトナムでの開催が予定されており、同会合では、実務者会合の議論の結果等を踏まえ、関係機関による今後の協力のあり方及び今後の方向性について議論するとともに、各国の最新の情勢等に

係る情報交換等が行われることとされている。

(4) ASEAN 地域内における HNS 事故対応体制の強化支援

近年、アジア地域の工業化および経済発展が著しく、工業原料としての有害危険物質 (Hazardous and Noxious Substances: HNS) の同海域内での輸送量が増加することが見込まれていることから、当協会では「アセアン地域における海洋汚染防止体制の強化」事業などを通じて広く HNS 流出事故対応に必要な知識の普及に努めてきた。また、マラッカ・シンガポール海峡の航行の安全及び環境保全のために創設された協力メカニズムの中では、「HNS への対応体制整備」に関するプロジェクトが設置された。

しかしながら、アセアン地域の多くの国ではこうした体制が十分に整備されていないため、緊急時計画の策定や HNS が漏洩する海難事故への対応を行いうる専門家の育成が必要となっている。

そこで、平成 22 年度からの 3 ヶ年計画でアセアン諸国のうち HNS 緊急時計画の策定をする必要がある国の関係機関の担当職員を対象にワークショップを開催し、同計画の策定を支援するとともに、ワークショップの講師等により、海洋環境保全に関するセミナーを開催することにより、開催国における海洋環境保護に関する意識向上を図ることとし、平成 23 年度は、シンガポールにおいてワークショップ及びセミナーを開催する。

また、実際の HNS 流出事故等に際して、事故現場での対処を迅速・的確に実施する専門家を育成するため、フィリピン等 5 カ国の現場指揮官クラスの者を日本に招き、海上保安庁、同機動防除隊その他国内外の専門家による実地研修を行う。

[海上交通安全活動]

(5) 海難多発沿岸海域(準幅轄海域)における安全対策の構築に関する調査研究

漁業活動も盛んで、船舶交通が収斂・錯綜する太平洋沿岸域の「準幅轄海域」を対象として、平成 21~22 年度に「準幅轄海域及び沿岸域における安全対策の構築に関する調査研究」を行い、船舶交通の整流化に関して、現行の自主分離通航帯、AIS(船舶自動識別装置)を活用した仮想航路標識のあり方等について調査・検討した。その結果、船舶交通の整流化には、分離通航帯周辺海域の漁業への影響も懸念され、漁業関係者との十分な調整が不可避となるとともに、交通ルールとした場合の交通流への影響、安全性の向上等に関して、更なる調査・検討の実施、海事関係者・漁業関係者等との意見調整等が必要であることが報告された。

このため、平成 23~24 年度において、海難多発海域(準幅轄海域)を対象に、海事関係者・漁業関係者等との意見調整を行って海域利用の棲分けを図るとともに、当該海域の交通環境等に適合した船舶交通の整流化を図るための交通ルールの制度化等に関する調査研究を行うこととし、平成 23 年度は、東京湾口及び大島北東海域~石廊崎沖において調査する。

[海洋環境保全活動]

(6) 漂着ごみの油化に関する広域社会実験事業

海岸に漂着する大量のごみは、美観を損ねるばかりか、生態系まで破壊すること等の影響を与えること等から、長年にわたり問題視されてきた。特に、季節風や海流の関係で、漂流ごみの通り道となっている離島における状況は極めて深刻である。他方、海岸漂着ごみのうち、容積率で約 40%を占めると言われる発泡スチロール類は、油化装置によってスチレンを主成分とするエネルギーに変換することが可能である。スチレンはガソリンなどと同じ引火性の液体で、ディーゼル機関、ボイラー、焼却炉等の燃料として利用することができる。

本事業は、こうした離島の海岸漂着ごみ問題に関して、回収した海岸漂着ごみを油化装置によってスチレンに変換し、これを島内でエネルギーとして有効活用することにより、離島の海岸の美化及び島内の省エネの促進といったエネルギー問題を解決しようとするものである。

平成 21 年度～22 年度にかけて、沖縄県竹富町の鳩間島をモデル地区として、固定式の油化装置による実証実験を行ってきたが、平成 23 年度からは、利便性や機動性を向上させる等のため、移動式の小型軽量油化装置を車両に搭載し、全国各地の離島の海岸を巡回するという広域的な社会実験を実施する。

[広報活動]

(7) 海難防止等情報誌の発行・配布

海難事故及び海洋汚染の防止効果をあげるためには、あらゆる海事関係者に対するこれらの思想の普及・高揚活動がきわめて重要である。本事業は、これらの対象者に海難防止の情報誌である「海と安全」によって、海事に関する情報や有益な関連情報を周年にわたって発信し、海難防止あるいは海洋汚染防止思想などの普及・高揚を図るものである。

年 4 回の季刊誌を発行、毎号その時々々の社会ニーズに的確に対応した特集を組み、海事に関する研究団体として、専門的に掘り下げた内容の情報誌とすることとし、適時に部外者の意見を聴取し、情報誌の内容の充実及び効果的な配布等に努めることとする。

II. 日本海事センター補助事業

1. 海上交通安全確保事業及び海洋環境保全事業

(1) 船舶交通と漁業操業に関する問題の調査

－海運・水産関係団体連絡協議会－

わが国における沿岸海域及び主要港内水域では、航行船舶が輻輳するとともに漁業操業が活発に行われていることから、海上交通の安全確保には、海運関係者及び漁業関係

者の相互理解が重要である。このため、当協会では、海運・水産両業界の関係者が関係官庁、学識経験者を交えて定期的に安全対策を協議する「海運・水産団体連絡協議会」を開催し、現場の実務関係者を含む海運・水産両関係者が広く共通の認識を持つことに努めている。

平成 23 年度は、東京湾における商船、フェリー等の運航実態について調査して、安全に係る諸問題を検討して相互理解を図るとともに、調査結果等を情報図としてポスター又はパンフレットを作成し、それらを関係者に広く周知することにより、海上交通の安全確保に寄与する。

(2) 入出港等航行援助業務に関する調査

本事業は、水先業務に関する諸問題について調査を行い、船舶航行の安全に資することを目的として実施するものである。

平成 23 年度は、平成 14 年度に全国水先人区（39 水先区）の情報として作成した「2002 水先区情報（全国版）」（CD-ROM 版）について、その後の水先区の統合（35 水先区）、また、平成 22 年度の羽田空港拡張による東京航路変更、横浜航路管制の変更等があり、22～23 年度の 2 ヶ年計画で最新の情報に更新し、各地の水先区での実務等に役立てるものである。

(3) 港湾計画の調査検討

港湾管理者が策定した港湾計画案について、国土交通省の「交通政策審議会分科会」の審議に先立ち、海事関係者、学識経験者、関係官庁等から構成する日海防の「港湾専門委員会」において検討し、航行安全に関する意見の集約を図る。

なお、必要に応じて、現地調査を実施するとともに、関係者の意見を聴取し、今後の港湾改訂、変更計画の策定に資する。

(4) 海難多発沿岸海域（準幅轄海域）における安全対策の構築に関する調査研究

漁業活動も盛んで、船舶交通が収斂・錯綜する太平洋沿岸域の「準幅轄海域」を対象として、平成 21～22 年度に「準幅轄海域及び沿岸域における安全対策の構築に関する調査研究」を行い、船舶交通の整流化に関して、現行の自主分離通航帯、AIS（船舶自動識別装置）を活用した仮想航路標識のあり方等について調査・検討した。その結果、船舶交通の整流化には、分離通航帯周辺海域の漁業への影響も懸念され、漁業関係者との十分な調整が不可避となるとともに、交通ルールとした場合の交通流への影響、安全性の向上等に関して、更なる調査・検討の実施、海事関係者・漁業関係者等との意見調整等が必要であることが報告された。

このため、平成 23～24 年度において、海難多発海域（準幅轄海域）を対象に、海事関係者・漁業関係者等との意見調整を行って海域利用の棲分けを図るとともに、当該海域の

交通環境等に適合した船舶交通の整流化を図るための交通ルールの制度化等に関する調査研究を行うこととし、平成 23 年度は、東京湾口及び石廊崎沖～大島北東海域において調査する。

(5) 海事の国際的動向に関する調査研究

IMO の MSC (海上安全委員会)、NAV (航行安全小委員会)、COMSAR (無線通信・捜索救助小委員会)、MEPC (海洋環境保護委員会)、BLG (ばら積みの液体及びガスに関する小委員会) 等に関して、わが国の海事関係者をメンバーとする委員会で対処方針について検討するとともに、わが国政府代表団の技術的アドバイザーとして IMO の会議に出席し、関連情報の収集・分析・提供を行う。

また、個別の重要案件について諸外国における現地調査を行い、最新の情報を収集・分析し、関係者に提供する。

(6) ASEAN 地域内における HNS 事故対応体制の強化支援

近年、アジア地域の工業化および経済発展が著しく、工業原料としての有害危険物質 (Hazardous and Noxious Substances: HNS) の同海域内での輸送量が増加することが見込まれていることから、当協会では「アセアン地域における海洋汚染防止体制の強化」事業などを通じて広く HNS 流出事故対応に必要な知識の普及に努めてきた。また、マラッカ・シンガポール海峡の航行の安全及び環境保全のために創設された協力メカニズムの中では、「HNS への対応体制整備」に関するプロジェクトが設置された。

しかしながら、アセアン地域の多くの国ではこうした体制が十分に整備されていないため、緊急時計画の策定や HNS が漏洩する海難事故への対応を行いうる専門家の育成が必要となっている。

そこで、平成 22 年度からの 3 カ年計画でアセアン諸国のうち HNS 緊急時計画の策定をする必要がある国の関係機関の担当職員を対象にワークショップを開催し、同計画の策定を支援するとともに、ワークショップの講師等により、海洋環境保全に関するセミナーを開催することにより、開催国における海洋環境保護に関する意識向上を図ることとし、平成 23 年度は、シンガポールにおいてワークショップ及びセミナーを開催する。

また、実際の HNS 流出事故等に際して、事故現場での対処を迅速・的確に実施する専門家を育成するため、フィリピン等 5 カ国の現場指揮官クラスの者を日本に招き、海上保安庁、同機動防除隊その他国内外の専門家による実地研修を行う。

2. 海上安全に関する国際情報収集活動 (ロンドン)

IMO の委員会、小委員会に出席し、わが国政府の出席職員を補佐するほか、その他の国際会議、セミナー等欧州海運関係国・機関の動向を把握し、海事関係情報を収集する。

3. 海難防止等調査研究団体連絡調整事業

本事業は、全国で活動する各海難防止団体、各小型船安全協会等が実施する事業に関して、相互調整を図り、更に海難防止等の周知・啓蒙及び調査活動等の技術情報の交換を行い、海難防止等事業の実効性の向上に資するものである。このため、全国の海難防止団体、小型船安全協会等の関係者による会議(海難防止団体等連絡調整会議)を年に1回開催する。

なお、本事業は、日本海事センターとの共同事業として実施する。

III 富山県補助事業

NOWPAP 推進協力事業

国連環境計画 (UNEP) の地域海計画の一つである北西太平洋行動計画 (NOWPAP) の実施機関として設置された地域調整ユニット (RCU) 富山への支援及び調査研究などを行う。

IV 受託事業

当協会の長年の蓄積された幅広いネットワークに基づき、中立的な専門調査機関として、国土交通省、海上保安庁、地方公共団体、独立行政法人等からの委託に基づき調査研究を実施する。